

資料交換事業に関する集荷・梱包・発送業務に関する  
質疑回答について（令和8年2月18日現在）

番号	質問	回答
1	<p>契約書（案）第11条ですが、第三者委託につきまして、海外発送業務当社グループ会社に、委託を考えております。その場合は第三者に該当しますでしょうか。</p> <p>また第三者に該当する場合、事前に甲（貴館）の承諾を得た場合はこの限りではないとのことですが、ご承諾いただくにあたり、必要な手続きがあればご教示ください。</p>	<p>はい、再委託先に含まれます。</p> <p>落札後、業務開始前に再委託の承諾依頼をいただくこととなります。（様式は任意ですが、参考様式をお送りすることが可能です。）</p>
2	<p>委任状の提出日はいつになりますでしょうか。</p>	<p>入札書と同日となります。</p>
3	<p>秘密保持契約書（案）第2条の5項ですが、こちらはいつまでにご提出すればよろしいでしょうか。</p> <p>また様式などありますでしょうか。</p>	<p>落札後、業務開始前にご提出をお願いいたします。</p> <p>様式は任意ですが、参考様式をお送りすることが可能です。</p>
4	<p>返送や受取拒否が発生した場合は、別途返送料金はご請求可能でしょうか。</p>	<p>仕様書「8. 一般仕様」⑥及び「9. 注意事項」②により、返送料金など関税以外の想定する費用は原則として請負者負担となります。</p>
5	<p>発送の便種について</p> <p>仕様書7. 発送、梱包仕様②に、「国際小包ラベルの記入について」とございます。</p> <p>発送物のサイズとコストの観点からしますと、「国際郵便・通常郵便物・印刷物」扱いのほうが、「国際小包」よりも安価であります。</p> <p>発送については「国際小包」指定でしょうか。</p> <p>「印刷物」での発送も可能でしょうか。</p>	<p>「印刷物」での発送も可能です。</p>

6	<p>航空便、船便について コスト観点から考えますと、船便である ほうが安価であります。 航空便、船便のご指定はありますでしょ うか（国によって航空便限定の場合は航 空便での発送を想定してます）</p>	<p>船便は日数が長くかかるため、航空便でお願 いいたします。</p>
7	<p>受け取り拒否などで、返品が発生した場 合や資料の処分等が発生した場合、ご請 求は可能でしょうか。</p>	<p>No.4 のとおり。</p>
8	<p>入札完了後、お荷物を西洋美術館様より お引き取りできるのはいつ頃以降にな りますでしょうか。</p>	<p>契約書締結後となります。（契約締結日から 1 週間以内の平日を予定しています。）</p>
9	<p>契約書第 9 条 第三者に損害を及ぼした 時の賠償については契約上の明記を削 除希望致します。 ※第三者に損害を与えた場合、それによ る第三者への賠償は直接弊社が第三者 に対して負うものであり、顧客から間接 的に請求されるものではないと考えま す。当該内容については、弊社の賠償責 任の範囲が広がってしまい、弊社が過大 なリスクを負ってしまう事から、削除希 望致します。</p>	<p>承知いたしました。</p>
10	<p>契約書内に当社約款に基づく旨記載を させていただくことは可能でしょうか。 また、第 8 条の一般的損害については、 当社約款に基づく対応とさせていただ けないでしょうか。</p>	<p>落札事業者の決定後に内容を確認の上、協議 となります。</p>
11	<p>秘密保持契約について、秘密情報の対象 として、公知の事実や官公庁等からの要 請の対象になった情報等一般的な除外 項目は秘密情報の対象外となる認識で よろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>